

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和4年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番原田敬造委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号について、ご説明いたします。

整理番号は、59でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は148㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第1号、整理番号59は許可と決定します。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号60についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん外1名、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域内にあり、1筆、地目は畑、面積は389㎡です。

今回、譲受人の●●さんが個人宅の建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、住宅建築となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、以前から西側、南側、東側の一部に石積みのような壁が設置されているので、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け既存水路へ接続します。

生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議長 　ただ今の整理番号60の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。●番●●●●委員。

●番 　以前、話が出ていたと思いますが、建築確認申請というのは工事施工の1か月前に大抵、申請承認されています。後は工事がされるかどうかの確認を同時に取れば、できるわけです。相手の言い分を聞いただけで、ものを進めていっているのはおかしいです。以前、これで大きな問題になったでしょう。だったら、その時に設計事務所に申請書の写しをもらいます。申請承認が下りている旨の写しをもらいます。そうすれば、工事施工も同時に確認ができます。そうすれば、農業委員会の説明で助かります。それで、ものごとが一度に済みます。そのような話が前回出ているにもかかわらず、問題意識がなさすぎると思います。後から聞きますでは、当然その話の中で同様なことが起きています。それが事務局の仕事でしょう。

事務局 　確認するようにいたします。

議長 　その他ございますか。●番●●●●委員。

●番 　ここには以前、家があったと思いますが、畑か何かに転用されていたのですか。

事務局 　今、登記簿は畑になっています。

●番 　ということは、以前、家があったのは、畑のまま建っていたということですか。

事務局 　もしくは、壊した後、国土調査が入って地目変更で畑になったのかもしれませんが、確認してみないとわかりません。

●番 　家があったのに、地目が畑で出ていたので気になりました。国土調査で地目を変えていたのですか。

事務局 　その可能性もありますが、確かではありません。

●番 　わかりました。

議長 　その他ございますか。●番●●●●委員。

●番 　今、●●委員が言われた建築確認申請の写しをこの農業委員会に提出することですが、そのようなことは、できる場合とできない場合があるでし

よう。

● 番 最低限の建築確認申請が出ていますかとのお願いです。そうすれば、工事施工が申請通りかどうかの確認ができます。

● 番 先に農地転用をして、後で、建築確認申請をする場合があるでしょう。

● 番 なければ、それでよいのです。

● 番 今の言い方だと、前、問題になったというが、それと今の言っている話は違うのではないですか。

● 番 ただ、申請はなされているかの確認です。

● 番 決まりきったことはできないということは、頭に入れておいていただきたいです。

● 番 お願いをするだけです。あれば、提出してくださいというだけです。

● 番 建築確認申請というのは、農地転用を先にしてから、後で申請する場合もあります。

事務局 お願いという形で今後、事務局も対応させていただきます。

● 番 あくまでも、お願いです。そうすれば、施工されるかどうか確認ができるでしょう。

事務局 まず、●●委員が言われるように、農地転用の方が先に出て、建築確認申請をされていない場合が往々にあります。聞いた場合でも、確認申請をしていませんという場合が当然あると思います。

今後、そういった建築確認を求めるかどうかは。

● 番 聞くだけです。

議長 その他ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号60について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号60は許可と決定します。

以上をもちまして、令和4年第2回総会を閉会いたします。